

シングルマザー等支援事業運営業務委託仕様書

この仕様書は、企画提案作成用である。

1 委託業務名

シングルマザー等支援事業運営業務委託

2 目的

困難を抱えた女性の自立や就業につながるよう、離婚を迷う女性やシングルマザー、働きづらさや生きづらさを抱えた女性等、対象を限定した「セミナー」とセミナーに連動した「グループ相談会」を開催し、「最善な生き方の選択」に役立つ知識の提供と精神的サポート等を行う。

また、参加者同士による少人数グループの相談会を行い、精神的サポートを行うことで、前向きに活動することを支援し、自立や就業につなげる。

なお、本業務では、既婚、未婚、子供の有無等にかかわらず、広く女性を対象とし、講座ごとに対象者を限定して実施することとする。

3 業務委託期間

契約日から令和5年3月24日まで

4 委託業務の実施場所

名称 埼玉県男女共同参画推進センター セミナー室

所在地 さいたま市中央区新都心2-2

ただし、今後の状況によりオンライン開催の可能性あり。

5 業務内容の概要

(1) セミナー・グループ相談会の運営

分類	対象	回数	時間	実施日時	定員	講師等
(1) セミナー	離婚を迷う女性 (シングルマザーを含む)	5回	1時間 30分	令和4年8月1日 ～令和5年3月24日 土曜日または平日の午後 具体的な実施日時は県が別に定める。	1回あたり 定員： 18人以上	講師 1名以上
	子どもの有無にかかわらず働きづらさや生きづらさを抱えた女性	3回				
(2) グループ相談会	自立や就業を目指す、これからシングルマザーになるかもしれない方及びシングルマザー	5回	1時間 30分	令和4年8月1日 ～令和5年3月24日 土曜日または平日の午後 具体的な実施日時は県が別に定める。	1回あたり 定員： 12人以上	メインファシリテーター1名以上  サブファシリテーター1名以上
	子どもの有無にかかわらず働きづらさや生きづらさを抱えた女性	3回				

## (2) 開催運營業務

講座の開催に当たり、会場設営と終了後の原状復帰も行うこと。  
ただし、当日の受付業務（保育を含む）は県が行う。

## (3) 事業開催日

以下の日程のいずれかで開催すること。

（各回につき対象者の集客を考慮していずれかを選択）

回数	候補日 1（平日）	候補日 2（土曜日）
1回目	令和4年8月24日(水)	令和4年8月27日(土)
2回目	9月14日(水)	9月17日(土)
3回目	10月12日(水)	10月29日(土)
4回目	11月9日(水)	11月26日(土)
5回目	12月14日(水)	12月3日(土)
6回目	令和5年1月18日(水)	令和5年1月28日(土)
7回目	2月22日(水)	2月25日(土)
8回目	3月15日(水)	3月18日(土)

## (4) 事業開催時間

内容	時間帯	時間
設営準備	13:00～13:15	15分程度
セミナー	13:15～14:45	90分
設営準備	14:45～15:00	15分
グループ相談会	15:00～16:30	90分
片付け・原状復帰	16:30～16:45	15分程度

## 6 業務運営体制

### (1) 業務責任者

本業務を統括する業務責任者を1人配置し、次の業務を担当する。

- ① 本業務の運営管理・推進・県との連絡調整
- ② 本業務で配置するスタッフの指導と支援
- ③ その他本業務の運営上必要と認められる事項

### (2) その他

本業務の実施に関し、契約期間中、円滑に組織的に対応できる体制を整えること。

## 7 セミナー・グループ相談会の実施基準

### (1) セミナー

#### ① 趣旨

対象およびテーマに合わせて、今後の生活設計に必要な基本的知識を提供し、よりよい選択をすることを支援する。

#### ② 実施方法

セミナーのテーマは、次の4分野すべてを1回以上実施することとし、具体的な実施方法は提案による。なお、4分野以外のテーマでも、本業務の趣旨にあったものであれば提案できるものとする。

4分野は以下のとおりとする。

ア 女性・家族に関わる問題

(例:権利の確認、社会的課題の整理、性別役割意識の解消、ドメスティックバイオレンス、家庭内の虐待、家族関係に関すること)

イ 離婚に関連する事項

(例:法律、離婚の種類、成立までの流れ、財産分与、慰謝料、年金分割、子育て、親権、養育費、面会行交流)

ウ 仕事を含めたライフプラン

(例:離婚後のシングルマザーとしての生き方、独身女性の仕事探し、働き方)

エ 困難を抱えた女性の課題解決に関するもの

(例:自己肯定感・自己効力感を上げる、生きづらさを解消する)

③ 講師

講師は、セミナーを的確に実施できる専門知識等を有し、1年以上、同様のセミナー講師経験を有する者を1名以上配置する。

配置する講師については、「講師・ファシリテーター個票(様式第4号)」を提出すること。

④ 実施内容及びテキスト

県が別に定める日までに実施内容、講師を書面で連絡し、県と協議する。

なお、テキストについては、電子データを提出すること。

(2) グループ相談会

① 趣旨

同じ境遇にある参加者同士で特有の問題を話し合い、新たな一歩を踏み出し、精神的・経済的な自立を目指すことを支援する。

② 実施方法

参加者が強く抱えると思われる悩みについて、共に話し合うことができるテーマを開催日毎に設定し、実施するが、本相談会はセミナーと同日に開催するため、セミナーと連動したテーマを設定すること。

ただし、実際に運営する際は、その時々で参加者が話したいことを取り入れて実施してよい。

③ ファシリテーター

メインファシリテーター(グループ相談会の運営を行う者)は、女性相談、離婚問題、自立や就労について深い知識を有し、シングルマザーへの支援経験が豊富で、適切に相談会を運営する能力を有する者を1名以上配置する。

なお、各回ともサブファシリテーターを1名以上配置するものとする。

配置するファシリテーターについては、「講師・ファシリテーター個票(様式第4号)」を提出すること。

④ レジюме

県が別に定める日までに電子データを提出すること。

⑤ 実施状況の報告

受託者は、「実施結果報告書(様式第5号)」を実施した日ごとに作成し、事業実施後、速やかに県に提出すること。

### (3) セミナー・グループ相談会共通

企画提案の際は、各回のテーマや内容に合わせて、参加者として想定する対象者を明記すること（例：小学校低学年までのお子様をお持ちの方等）。特に対象者の制限がない場合は、「対象者不問」と記載すること。【様式2-2】【様式2-3】

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、対面形式による開催ができなくなる可能性もあるため、その場合の代替手段（オンライン開催等）も検討の上、提案すること。

#### 【様式2-1】

## 8 テキスト・レジュメ・資料等

セミナー及びグループ相談会で使用するテキスト・レジュメ・資料等は、原則として受託者が必要部数を用意する。

なお、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。

## 9 効果測定の実施

事業の効果及び利用者のニーズを把握するため、セミナー及びグループ相談会実施の際に、受

託者がアンケートを実施、集計し、事業実施後速やかに県に提出すること。

アンケート項目については、県と協議の上決定する。

## 10 施設及び物品の使用

(1) 会場の確保は県が行う。

また、業務を履行する上で必要な付属設備等を使用することができる。

(2) 施設の使用に当たっては、施設管理責任者の指示に従うこと。

(3) 受託者は、自己の責めに帰すべき事由により施設又は貸与備品を滅失し、若しくはき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

## 11 個人情報の管理等

(1) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県情報第65号）に基づき、適正に取り扱うこと。

(2) 本業務に関わるものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、本業務終了後も同様とする。

## 12 その他留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、参加者の状況を理解し寄り添い、安心して参加できるよう配慮すること。

(2) グループ相談会の実施に当たっては、同じような不安・悩みをかかえる女性の出会いの場となり、自立・就業に向けて自信を取り戻すきっかけ作りとなるよう支援すること。

(3) 参加者の募集・広報（チラシの作成・印刷・配布を含む）は県が行う。

受託者は、自ら有する広報手段等を用いて県の参加者募集・広報に協力すること。

県が行うチラシの作成等に当たって、受託者は原案の作成等に協力すること。

- (4) 参加者から参加費、テキスト代など一切の費用を徴収しないこと。
- (5) 事業の実施に当たり、定期的に県と事務打合せを行うこと。
- (6) セミナー及び相談会の実施の際は、県が保育サービスを実施する。  
保育の申込み受付、保育室の確保、保育士派遣の委託料等保育に関わる一切の費用負担及び事務は、県が行う。
- (7) 本仕様書に定めるものの他、疑義が生じた場合はその都度県と協議の上決定する。